

新旧対照表

○ 千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において「当事者」とは、条例第15条第1項又は条例第28条の規定による通知を受けた者（条例第15条第4項後段（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において「当事者」とは、条例第15条第1項又は条例第28条の規定による通知を受けた者（条例第15条第3項後段（条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p>